

事例番号:340350

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第2子(妊娠中のⅡ児)

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 5 日

1:22 一方の児の胎動減少あり受診

1:56 超音波断層法でⅠ児の心拍確認できず、一児子宮内胎児死亡と
診断

2:19 入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 5 日

2:33 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 160-170 拍/分と頻脈傾向

3:54 生存児の状態変化を考慮して帝王切開にて第1子娩出、骨盤位

3:56 第2子娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 5 日

(2) 出生時体重:2500g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.31、BE -2.2mmol/L

(4) アプガースコア:生後1分5点、生後5分8点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日 早産児、血液検査でヘモグロビン 12.1g/dL

(7) 頭部画像所見:

1歳10ヶ月 頭部MRIで、後角優位の脳室拡大、後頭葉領域の破壊性病変・
癒痕形成を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医2名、麻酔科医1名

看護スタッフ:助産師3名、看護師2名

2. 脳性麻痺発症の原因

脳性麻痺発症の原因は、一絨毛膜二羊膜双胎の一児が子宮内胎児死亡になった影響で当該児に循環障害が起こり、脳の虚血が生じた可能性が高いと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 妊娠34週1日までの妊娠中の管理は一般的である。

(2) 妊娠36週1日に実施されたノンストレステストにおいて、両児ともリアシュアリングと判断して分娩監視装置を終了し、外来管理としたことは一般的ではない。

2) 分娩経過

(1) 妊娠36週5日に一児の胎動減少を主訴に来院した妊産婦への対応(超音波断層法の実施、一児子宮内胎児死亡と診断し今後の対応について説明、血液検査、分娩監視装置の装着)は一般的である。

(2) 一児子宮内胎児死亡による生存児の状態変化を考慮して緊急帝王切開としたことは一般的である。

(3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 出生後の処置(刺激、吸引、酸素投与)は一般的である。
- (2) NICU 入室としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数波形の判読に習熟すること、および双胎の胎児心拍数陣痛図においては両児を正しく認識して健常性を評価できるようにすることが望まれる。

【解説】妊娠 36 週 1 日のノンストレステストで両児ともにリアシュリングと評価しているが、当該児(Ⅱ児)とされる児の所見では胎児の健常性が保たれているとは言えず、その後の臨床経過からⅠ児とⅡ児が逆に装着されていた可能性も否定できない。双胎妊娠では心拍プローブをそれぞれの胎児に正しく装着し、胎児心拍数陣痛図を正しく評価できるようにすることが望まれる。

- (2) 双胎における妊婦健診の間隔について当該分娩機関内で再確認することが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠 18 週、21 週の妊婦健診で次回 3 週間後の来院を指示していた。「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」には、一絨毛膜性双胎は妊娠 16 週以降、少なくとも 2 週間ごとに超音波断層法を行い、羊水量不均衡と胎児発育に注意することが考慮されると記載されている。

- (3) 一絨毛膜二羊膜双胎の胎盤について吻合血管を確認し、診療録に所見を記載することが望まれる。

【解説】本事例は、吻合血管の有無について診療録に記載がなかった。一絨毛膜二羊膜双胎では、共通胎盤における吻合血管を通じて両児の血液の移動を認めるが、このバランスが崩れると一絨毛膜双胎特有の疾患を発症することから、吻合血管の有無や種類を確認し、所見を診療録に記載しておくことで、脳性麻痺の原因解明に有用となることがある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

一絨毛膜二羊膜双胎における脳性麻痺発症の原因究明と予防、特に一児子宮内胎児死亡時の血流の不均衡が原因で発症したと考えられる胎児脳障害に対する研究を強化することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。